

令和3事業年度

独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定

業 務 報 告 書

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

独立行政法人国際協力機構

法人番号9010005014408

独立行政法人国際協力機構 令和3事業年度業務報告書

1. 事業報告の概要

(1) はじめに

当法人は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際社会の健全な発展に資することを目的として開発協力をっています。

令和3年度は当法人第4期中期目標期間（平成29-令和3年度）の5年目かつ最終年度となりました。現在、世界はいくつもの危機に直面しています。ロシアによるウクライナ侵攻は、ウクライナ国土の破壊と多数の死傷者をもたらし、かつてない数の人々が難民ないし国内避難民となっています。この侵攻と人道上の危機という形で、自由主義的国際秩序は今世紀最大の挑戦にさらされています。新型コロナウイルス感染症はなかなか収束せず、そのなかで気候変動に由来するとみられる災害も世界各地で頻発しています。また、令和4年1月のトンガの火山噴火・津波被害などのような自然災害も深刻な被害を生み出しています。パンデミックのさなかにウクライナ侵攻のような地政学的危機が発生し、世界経済にも大きな影響が生じています。このような現在進行中の複合的危機は、全人類への脅威ですが、途上国の経済社会、とりわけ脆弱層に対し甚大な影響をもたらしています。

このような情勢下、国際協力の重要性はかつてないほどに高まっています。日本は、開発協力大綱に掲げるよう、政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）を中心とする開発協力を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、より一層積極的に貢献していくことが必要です。特に、自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）を念頭に、自由・民主主義・法の支配・海洋の自由といった普遍的価値を守り、さらに広めていくために、関係国との協調を主導していくことが一層重要なっています。

当法人は、日本のODAの中核を担う実施機関として、開発途上地域の経済及び社会の開発、復興、経済の安定に寄与することを通じて、国際協力を促進し、日本及び国際経済社会の健全な発展に貢献する役割を担っています。具体的には、「質の高い成長」と「人間の安全保障」の推進をミッションとして掲げ、開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保、開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進、普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現などの課題に重点的に取り組んでいます。

また、地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靭な国際社会の構築や、多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化、外国人材受入れ・多文化共生への貢献、JICA開発大学院連携やJICA チェア（日本研究講座設立支援事業）を通じた親日派・知日派リーダーの育成といった新たな課題にも積極的に取り組んでいます。

当法人はこれらの取り組みを通じて、2030年を期限とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」の達成にも包括的に貢献していきます。また、当法人は、相手に寄り添い一緒に考えるという当法人の伝統的な姿勢で、「信頼で世界をつなぐ」というビジョン実現のために尽力してまいります。

(2) 令和3年度の主な事業実績

令和3年度の主な業務の実績は以下のとおりです。

① 質の高い成長とそれを通じた貧困削減

質の高い成長の実現に向け、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム海外展開戦略2025、質の高いインフラ等の政府の重要政策の実現に向けて積極的に貢献しました。特に、インドネシアのパティンバン港、モンゴルのチンギスハーン国際空港、タイのバンコク都市鉄道レッドラインが開業し、日本が推進してきたインフラ輸出の促進にハード・ソフト両面で貢献しました。また、当法人が取り組んできた「道路アセットマネジメント」の取組について、インフラのメンテナンスによって地域のインフラの機能維持・向上に顕著に貢献し、地域社会の社会・経済・生活の改善に寄与したとして、土木学会のインフラメンテナンスプロジェクト賞を受賞しました。

人間中心の開発という点では、当法人が令和2年度に立ち上げた「JICA世界保健医療イニシアティブ」に沿って、令和3年度も新型コロナ対策を中心とした「予防」「警戒」「治療」の3つの柱へ統合的に取り組む活動を世界各国で推進しました。新型コロナの予防の観点から安全な水の供給及び手洗いを推進すべく「JICA健康と命のための手洗い運動」を令和3年度も世界各国で継続し、インドでは民間企業や熊本県、横浜市とも連携して1億人に対する手洗い啓発活動を実施しました。2020 東京オリンピック・パラリンピック大会には、JICA海外協力隊員が指導した複数の選手が出場しました。また、当法人ではスポーツを通じて国民の交流、民族間の融和を促進し、市民レベル平和と社会的結束を後押しするべく、南スーダンで全国スポーツ大会「国民結束の日」の開催を支援してきました。また、前橋市で行われた南スーダン選手団の事前合宿に対しては、当法人でも広報を中心とした協力を積極的に行いました。

② 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

法制度の整備及び確立、並びに立法府、司法府、中央・地方の行政の機能強化等に取り組み、公正で包括的な社会の実現に貢献しました。特に、「ビジネスと人権」への社会的関心の高まりから、カカオ産業に焦点を当てた共創型プラットフォームの運営や、脆弱な労働者への新型コロナの影響に関する調査など、包摂的な社会の実現に向けた新たな取組を推進しました。

社会・人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善、地方行政機関を中心とする政府機関の能力強化に向けた協力を通じて、平和で安全な社会の実現に取り組みました。特に、ウガンダでは、20年にわたる内戦の影響を受けた北部地域における復興支援を端緒とするウガンダ全土における当法人の長年の協力を称える決議が、ウガンダの国会で採択されました。特定の国際協力機関による協力を称える決議は、ウガンダにおいて初となるものです。

③ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築

国際開発目標や日本政府の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し持続可能かつ強靭な社会を構築するための取組を行いました。特に、「緑の気候基金（Green Climate Fund : GCF）」を活用した事業形成を推進するとともに、東ティモールでは初のGCF案件として事業を開始しました。また、トンガで発生した海底火山噴火及び津波による被害には、自衛隊と連携しコロナ禍においても迅速な緊急援助を実現したほか、東ティモールでの洪水、フィリピンの台風等に対してはデジタル技術を活用した被害把握や復興方針に係る協力を実施しました。

④ 地域の重点取組

自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等のビジョンを踏まえ、各国・地域の情勢や特性に応じて協力方針の重点化を図るとともに、各地域での日本政府の政策、国際公約、国別開発協力方針等に沿った事業を展開し、開発途上地域の開発を効果的かつ戦略的に支援しました。特に、令和2年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援借款」の供与等を通じ各国毎の喫緊のニーズに応える形で日本政府の政策実現に貢献したほか、開発途上地域におけるトップクラスの大学等と連携して「日本研究講座設立支援事業（JICA チェア）」を展開し、親日派・知日派リーダーの育成に全世界で取り組みました。

東南アジア・大洋州地域では、ASEAN の中心性と一体性と高める協力に主眼を置いた事業の実施に加え、大洋州では「第8回太平洋・島サミット（PALM8）」及び「第9回太平洋・島サミット（PALM9）」で表明された日本の支援方針を踏まえ、①新型コロナへの対応と回復、②法の支配に基づく持続可能な海洋、③気候変動・防災、④持続可能で強靭な経済発展の基盤強化、⑤人的交流・人材育成の各分野に資する取組を行いました。また、南アジア地域では、インドやバングラデシュとの公約に基づく新規円借款の供与を実現したほか、ネパールに対する6年ぶりの新規円借款供与に貢献したほか、インドに対しては新型コロナの流行に伴う緊急支援要請に対し、酸素濃縮機の供与を迅速に行いました。さらに、中南米地域では、米州開発銀行、中米統合機構、カリブ共同体と連携した協力を推進するとともに、令和2年度に引き続きコロナ禍下の130の日系団体に対し216件の助成金交付を行いました。アフリカ地域では、「TICAD7における日本の取組」の三本柱である経済、社会、平和に関する取組を推進したほか、令和4年に開催されるTICAD8に向けた当法人の協力の方向性について検討を進めました。中東・欧州地域では、令和4年2月に始まったロシア軍によるウクライナ侵攻を受け、ウクライナの社会経済の安定及び開発努力の促進に寄与することを目的とした開発政策借款の供与に向けて取組を、世界銀行と協調する形で進めました。また、ウクライナからの避難民の受入に伴う公衆衛生分野をはじめとする保健医療・緊急人道支援分野の協力ニーズを確認するため、緊急人道支援・保健医療分野協力ニーズ調査団をモルドバに派遣しました。

⑤ 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

民間企業等の海外展開の支援を継続するとともに、民間企業等が有する革新的技術や知見の活用を通じた開発途上地域における課題解決の促進に取り組みました。特に、新型コロナ対応や、脱炭素、デジタルトランスフォーメーション（DX）、スタートアップ支援といった重要課題に対し海外投融資の活用を進めました。投融資先としては地域・課題ともに分散を伴う多様性のある出融資ポートフォリオ構築を実現しました。また、中小企業・SDGsビジネス支援事業を通じ、モロッコやバングラデシュにおける日本企業の医療廃棄物用無煙焼却炉の導入や、キルギスにおける薬剤師のプロフェッショナルスタンダードの開発等の成果を実現しました。地域金融機関との連携を引き続き推進し、中小企業・SDGsビジネス支援事業では「地域金融機関連携案件」として令和3年度に22件採択しました。

⑥ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大

ボランティア、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）、大学・研究機関等との連携強化を通じて、開発途上地域の多様なニーズに対するこれらの担い手の知見・技術を活用した協力に取り組みました。特に、コロナ禍の様々な制約のもとでJICA海外協力隊員の渡航を再開し、令和3年度末までに39か国に

344名の隊員の新規派遣を実現しました。また、放送大学との共同制作番組「日本の近代化を知る7章」のコンテンツを充実させるべく、続編シリーズ8章～15章を完成させました。同ビデオ教材を活用した遠隔での講義を通じて、親日派・知日派リーダーの育成に資するJICA開発大学院連携及びJICAチアを引き続き推進し、JICAチアの展開は46か国まで拡大しました。さらに、熊本県をはじめとした日本各地の自治体に当法人職員を出向させ、SDGsの普及、国際理解教育の推進等に取り組みました。

⑦ 国際社会でのリーダーシップの発揮

各種国際会議や国際機関での議論を通じ、当法人の経験や知見を発信し、国際的な援助潮流の形成に貢献しました。特に、第26回気候変動枠組条約締結国会議（COP26）では日本政府が主催するジャパン・パビリオンでのサイドイベントにて、当法人の気候変動対策分野における事業戦略や取組について紹介し、開発途上国政府関係機関等の参加者から高く評価されました。また、東京栄養サミット2021では、当法人主催ハイレベルサイドイベントで「JICA栄養宣言」を発表し、当法人の栄養改善に関する基本的な考え方・取組方針を発表したほか、第9回太平洋・島サミットやIMF・世銀年次総会、ADB年次総会等主要国際会議等におけるイベントへの登壇を通じ議論に貢献しました。

⑧ 事業の戦略性の強化と体制整備

当法人が重点的に取り組む開発課題に対し、多様なアクターと目的・目標を共有するプラットフォームを構築しインパクトの最大化を目指すものとして、20分野における「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を策定しました。

平成30年度の「予算執行管理強化に関する諮問委員会」による提言を受け導入した予算執行管理の強化に関する各種取組を継続して実施しました。当法人予算の概算要求においては、中期的な資源配分の方針及び事項別の予算積算書を作成し、理事会審議を経て概算要求及び年度計画予算策定に反映する等、同委員会の提言に基づき適切に実施するとともに、予算統制の強化・定着に取り組みました。自律性を重視した合理的な予算管理方法の更なる定着を図るべく、当法人の職員を対象とした研修も実施しました。

当法人のデジタル化及びDXの推進を総括する最高デジタル責任者（Chief Digital Officer）を設置するとともに、DXの推進をモニタリングする部門横断的なプロジェクトチームを設置しました。また、DXの推進として各種電子システム化を進めるとともに、各システムの横断的管理と支援のためのポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）を当法人内に設置しました。

⑨ 安全対策の強化

平成28年8月に外務省及び当法人が発表した「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき、海外事業者の安全対策に係る取組を着実に継続・推進するとともに、脅威情報の収集・分析・発信体制の強化や情報共有の徹底に取り組みました。

特に、当法人は、令和3年6月から令和4年3月にかけて開発コンサルタントや資金協力事業関係者等を対象に、職域接種として新型コロナワクチン接種の機会を複数回提供し、新型コロナウイルス感染症のリスク低減及び関係者の安心・安全な渡航の推進に大きく貢献しました。また、各国の医療体制や感染拡大状況を踏まえた当法人の「対新型コロナウイルス国別対応要領」に基づき、累計120か国の渡航再開を実現するとともに、各国における渡航可能地域の拡大を図りました。渡航再開にあたっては、事業関

係者に対して各国の感染拡大状況や水際対策措置等の最新情報を提供し、感染症対策に係る行動規範の遵守を求めた結果、オミクロン株に起因する世界的な感染急拡大時においても集団感染（クラスター）の発生を防ぎ、1名も死者/重症者/中等症者を発生させずに事業関係者の渡航を推進してきました。

ミャンマー、アフガニスタン、エチオピア、ウクライナ等において、クーデター、内戦、他国による軍事侵攻等の非常事態が発生した際には、新型コロナ対応と並行して事業関係者の安全を確保しつつ退避支援等を行いました。

以上のように、令和3年度は第4期中期目標期間の5年目として成果を上げました。これからも開発協力大綱等の日本政府の政策の推進やSDGs等の国際公約の実現に向けて一層の貢献が求められる中、当法人は、日本の開発協力の実施を担う機関として、開発協力の効果を高めて内外の期待に応えてまいります。さらに日本政府により打ち出された自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現、2050年カーボンニュートラルの実現を通じた脱炭素社会の構築のほか、ポスト・コロナの新しい社会を見据えたデジタル化やイノベーションの促進に貢献すべく引き続き取り組んでまいります。

国民の皆様の一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

当法人は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としております。

(2) 業務内容

当法人は、独立行政法人国際協力機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

ア) 技術協力

- ・研修員受入
- ・専門家派遣
- ・機材供与
- ・技術協力センター設置・運営
- ・開発計画に関する基礎的調査

イ) 有償資金協力

- ・円借款
- ・海外投融資

ウ) 無償資金協力

エ) 国民等の協力活動の促進

- オ) 移住者に対する援助及び指導等
- カ) 大規模な災害に対する緊急援助
- キ) 人員の養成及び確保
- ク) 調査・研究
- ケ) 附帯業務
- コ) 受託業務

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

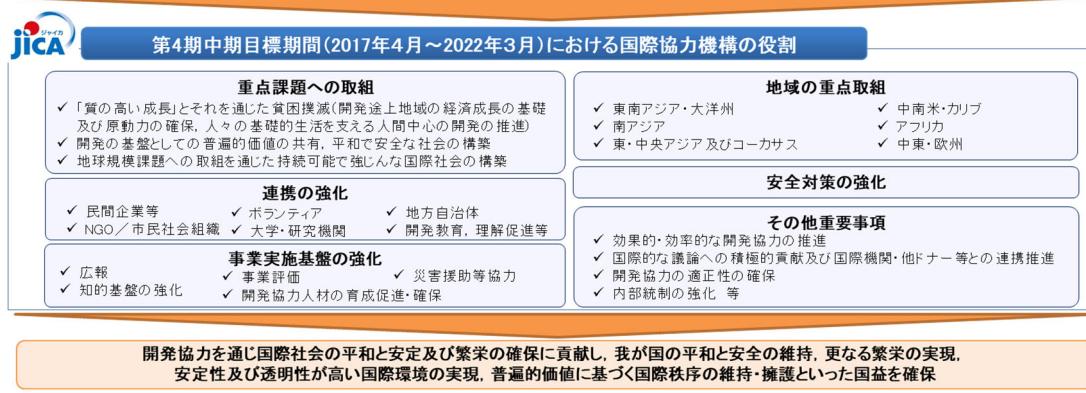
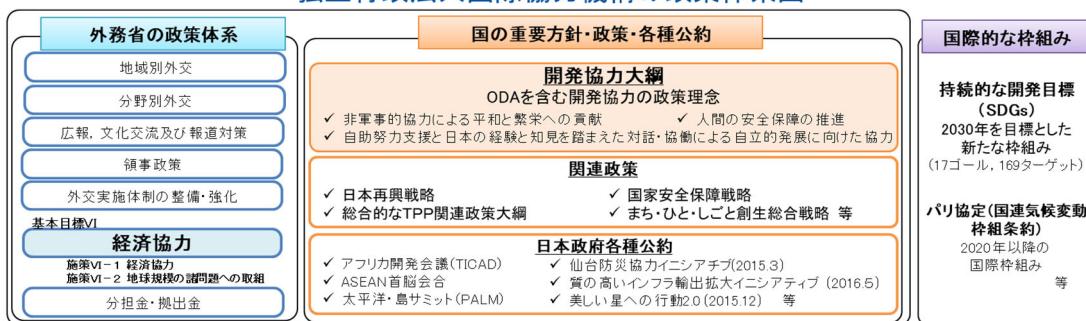
このような国内外の情勢を踏まえ、我が国は、平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダや平成28年11月に発効した気候変動対策の新たな国際的な法的枠組みであるパリ協定に基づき、民間企業、地方自治体、NGO/市民社会組織（CSO）を含む国際社会と連携して、開発課題の解決に向け具体的な行動を取ることが必要です。

開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）では、開発協力の目的を国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することと定め、その推進を通じて我が国の国益の確保に貢献することとしており、開発協力は外交政策上の最も重要な手段の一つです。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、その目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、日本再興戦略、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ等政府の重要な政策や、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を踏まえつつ2030アジェンダ等の国際公約の達成にも政府、関係機関、民間企業等と連携して貢献していくことが期待されます。

（出典：独立行政法人国際協力機構中期目標¹⁾

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



¹⁾ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

4. 中期目標

(1) 概要

中期目標は、法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。平成29年度より開始した当法人の第4期中期目標（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に定めています。

詳細については、当法人の中期目標をご覧ください（脚注1を参照）。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

一定の事業等のまとまりごとの目標は、以下のとおりです。

① 日本の開発協力の重点課題

- 1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保
- 2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- 4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築
- 5) 地域の重点取組

② 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

- ③ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
- ④ 事業実施基盤の強化

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は、「開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現」するというミッションのもと、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンを掲げています。

これらミッション及びビジョンを行動に移していくため、以下5つのアクションを掲げています。

1. 使命感：誇りと情熱をもって、使命を達成します。
2. 現場：現場に飛び込み、人びとと共に働きます。
3. 大局観：幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。
4. 共創：様々な知と資源を結集します。
5. 革新：革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。

6. 中期計画及び年度計画

当法人は、独立行政法人通則法に基づき、中期目標を達成するための中期計画と同計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と令和3年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。なお、令和3年度も令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の動向に留意し、機動的かつ柔軟に対応することといたしました。詳細については、当法人の中期計画及び年度計画をご参照ください。

中期計画	2021年度（令和3年度）計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
日本の開発協力の重点課題	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア 都市・地域開発	
イ 運輸交通・ICT	
ウ 質の高いエネルギー供給とアクセスの向上	
エ 民間セクター開発	
オ 農林水産業振興	
カ 公共財政管理・金融市場等整備	
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を目指した保健システムの強化	
イ 感染症対策の強化	
ウ 母子保健の向上	
エ 栄養の改善	
オ 安全な水と衛生の向上	
カ 万人のための質の高い教育	
キ スポーツ	
ク 社会保障・障害と開発	
(3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	
ア 公正で包摂的な社会の実現	
イ 平和と安定、安全の確保	
(4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靭な国際社会の構築	
ア 気候変動	
イ 防災の主流化・災害復興支援	
ウ 自然環境保全	
エ 環境管理	
オ 食料安全保障	
(5) 地域の重点取組	
ア 東南アジア・大洋州地域	
イ 南アジア地域	

ウ 東・中央アジア及びコーカサス地域
エ 中南米・カリブ地域
オ アフリカ地域
カ 中東・欧州地域
国内の連携の強化（地域活性化への貢献を含む）
(6) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献
ア 民間企業等
イ 中小企業等
(7) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大
ア ボランティア
イ 地方自治体
ウ NGO/市民社会組織（CSO）
エ 大学・研究機関
オ 開発教育、理解促進等
事業実施基盤の強化
(8) 事業実施基盤の強化
ア 広報
イ 事業評価
ウ 開発協力人材の育成促進・確保
エ 知的基盤の強化
オ 災害援助等協力
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
(1) 戦略的な事業運営のための組織基盤づくり
ア 実施体制の整備
イ 業務基盤の強化
(2) 業務運営の効率化、適正化
ア 経費の効率化
イ 人件費管理の適正化
ウ 保有資産の必要性の見直し
エ 調達の合理化・適正化
3. 財務内容の改善に関する事項
4. 安全対策に関する事項
5. その他業務運営に関する重要事項
(1) 効果的・効率的な開発協力の推進
ア 予見性、インパクトの向上
イ 効果・効率性の向上
(2) 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進

ア 国際的な議論への参加と発信	
イ 国際機関・他ドナー等との連携推進	
(3) 開発協力の適正性の確保	
ア 環境社会配慮	
イ 女性のエンパワーメントとジェンダー平等推進	
ウ 不正腐敗防止	
(4) 内部統制の強化	
ア 内部統制を実施するための環境整備	
イ 組織運営に関するリスクの評価と対応	
ウ 内部統制の運用	
エ 機構内及び外部からの情報伝達体制の確保	
オ 内部監査の実施	
カ ICTへの対応	
6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
7. 短期借入金の限度額	
8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産 がある場合には、当該財産の処分に関する計画	—
9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又 は担保に供しようとするときは、その計画	—
10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設及び設備に関する計画	
(2) 人事に関する計画	
(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第31条第1項及び法附則 第4条第1項）	
(4) 中期目標期間を超える債務負担	—

7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉

(1) コーポレートガバナンスの状況

当法人は、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、独立行政法人国際協力機構法に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

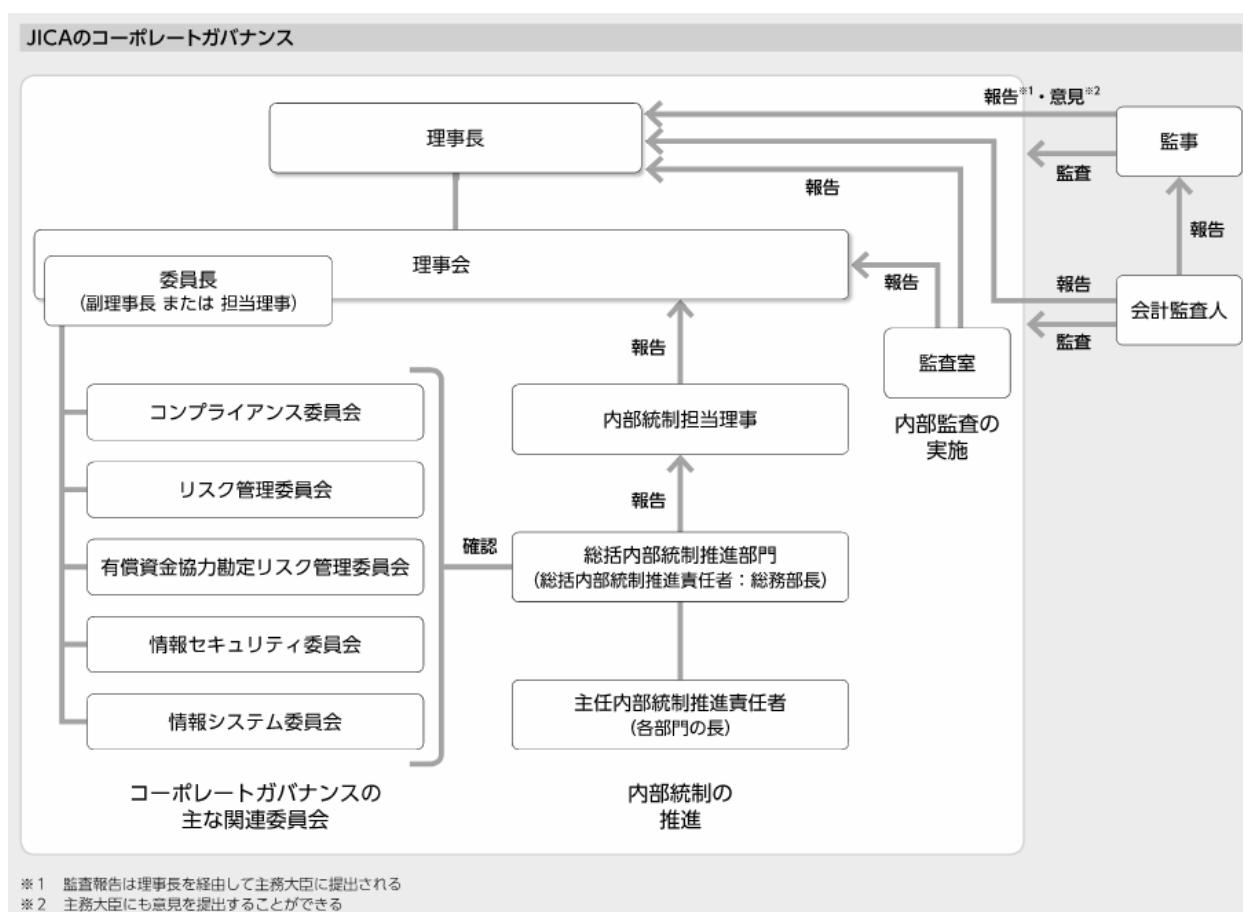
具体的には、独立行政法人通則法に定める内部統制を推進するべく、当法人を代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、内部統制上の重要事項として取りまとめを行うとともに、その結果について理事会に報告します。

また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を確保しています。

その他、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、業務の方法について基本的事項を定めた業務方法書を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議等を行っています。また、法令違反等の早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報窓口と外部通報窓口を設置し、運用しています。

詳細は、当法人の業務方法書をご参照ください。



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	北岡伸一	自 平成 27 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日 (再任)		昭和 60 年 立教大学法学部教授 平成 9 年 東京大学法学部教授 平成 16 年 特命全権大使（日本政府国連代表部次席代表） 平成 24 年 政策研究大学院大学教授 平成 24 年 国際大学学長
副理事長	山田順一	自 令和 2 年 5 月 23 日 至 令和 6 年 5 月 22 日		昭和 57 年 4 月 海外経済協力基金採用 平成 25 年 10 月 独立行政法人国際協力機構上級審議役 平成 29 年 10 月 国際協力機構理事
理事 (常勤)	植嶋卓巳	自 平成 30 年 12 月 1 日 至 令和 4 年 11 月 30 日 (再任)	安全管理部 資金協力業務部 調達・派遣業務部 労務及び福利厚生業務 企画部業務の支援	昭和 57 年 4 月 国際協力事業団採用 平成 27 年 9 月 独立行政法人国際協力機構理事長室長

理事 (常勤)	横山正	自 令和元年10月1日 至 令和5年9月30日 (再任)	財務部 審査部 金融リスク管理 業務 管理部	昭和63年4月 大蔵省入省 令和元年7月 財務省大臣官房企画調整主幹
理事 (常勤)	中澤慶一郎	自 令和2年5月23日 至 令和5年9月30日 (再任)	南アジア部 東・中央アジア部 民間連携事業部 インフラ輸出業務の支援 企画部業務の支援	昭和62年4月 海外経済協力基金採用 平成30年6月 独立行政法人国際協力機構 企画部長
理事 (常勤)	柴田裕憲	自 令和2年7月1日 至 令和5年9月30日 (再任)	総務部 情報システム部 (CIO) 広報部 人事部 企画部	昭和62年4月 外務省入省 平成30年9月 経済産業省大臣官房審議官 (通商戦略担当)
理事 (常勤)	中村俊之	自 令和2年10月1日 至 令和4年9月30日	アフリカ部 ガバナンス・平和構築部 評価部 青年海外協力隊事務局 国際緊急援助隊事務局	平成元年4月 国際協力事業団採用 令和2年4月 独立行政法人国際協力機構 ガバナンス・平和構築部長
理事 (常勤)	山中晋一	自 令和2年10月1日 至 令和4年9月30日	東南アジア・大洋州部 中東・欧州部 インフラ輸出業務の支援	昭和59年4月 海外経済協力基金採用 平成30年6月 独立行政法人国際協力機構 インドネシア事務所長

理事 (常勤)	小野寺誠一	自 令和 3 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日 (再任)	地球環境部 社会基盤部 インフラ技術業務部 有償勘定で行う事業の技術面・コンプライアンスに関する規程の制定改編・運用等	昭和 63 年 4 月 建設省入省 令和元年 7 月 国土交通省 大臣官房参事官 (グローバル戦略)
理事 (常勤)	井本佐智子	自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	中南米部 人間開発部 経済開発部 国内事業部 (JICA 開発大学院連携事業を含む)	平成 5 年 4 月 国際協力事業団採用 令和 2 年 4 月 独立行政法人国際協力機構 広報室長
監事 (常勤)	町井弘実	自 平成 26 年 1 月 1 日 至 ※参照 (再任)		昭和 50 年 4 月 株式会社日本長期信用銀行 入行 平成 25 年 7 月 SG アセットマックス株式会 社コンプライアンス・オフ ィサー
監事 (常勤)	早道信宏	自 平成 29 年 7 月 1 日 至 ※参照		昭和 54 年 4 月 日本専売公社入社 平成 29 年 4 月 パナソニックヘルスケアホ ールディングス株式会社内 部監査室主幹
監事 (常勤)	戸川正人	自 平成 31 年 2 月 1 日 至 ※参照		昭和 59 年 10 月 国際協力事業団採用 平成 28 年 4 月 独立行政法人国際協力機構 人事部長

なお、独立行政法人国際協力機構法第7条に基づく役員の定数並びに同法第9条及び独立行政法人通則法第21条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで
副理事長	1人	4年
理事	8人以内	2年
監事	3人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

(2) 会計監査人の氏名又は名称

EY 新日本有限責任監査法人

(3) 職員の状況

常勤職員は令和3年度末において1,942人（前期末比13人増加）であり、平均年齢は43.28歳（前期末43.31歳）となっています。このうち、国等からの出向者は32人、令和4年3月31日退職者は52人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度に完成した主要な施設等
なし

② 当年度継続中の主要な施設等の新設・拡充
なし

③ 当年度に処分した主要な施設等
なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	8,202,168	47,020	-	8,249,188
資本金合計	8,202,168	47,020	-	8,249,188

② 目的積立金の申請状況、取崩状況

なし

(6) 財源の状況

有償資金協力業務の財源構造は以下のとおりとなっております。

借入先及び借入額の状況

(単位：百万円)

借入先及び借入額の状況	30 年度		元年度		2 年度		3 年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
財政融資資金借入金	552, 400	332, 100	485, 200	231, 900	754, 200	667, 500	614, 400	524, 100
債券発行	146, 000	114, 533	144, 000	60, 000	146, 000	113, 495	204, 000	123, 271
回収金等によるその他自己資金	618, 590	596, 732	718, 990	748, 651	698, 360	606, 317	634, 580	693, 788
政府一般会計からの出資金	46, 010	46, 010	46, 810	67, 310	51, 440	51, 440	47, 020	47, 020
合計	1, 363, 000	1, 089, 375	1, 395, 000	1, 107, 861	1, 650, 000	1, 438, 752	1, 500, 000	1, 388, 178

事業計画及び実績推移

(単位：百万円)

事業計画及び実績推移	30 年度		元年度		2 年度		3 年度	
	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績
円借款	1, 299, 300	1, 068, 610	1, 341, 500	1, 086, 126	1, 594, 000	1, 355, 986	1, 440, 000	1, 286, 023
海外投融資	63, 700	20, 765	53, 500	21, 735	56, 000	82, 766	60, 000	102, 155
合計	1, 363, 000	1, 089, 375	1, 395, 000	1, 107, 861	1, 650, 000	1, 438, 752	1, 500, 000	1, 388, 178

2 年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第 1 号（2020 年 4 月 30 日成立）及び第 3 号（2021 年 1 月 28 日成立）を反映したもの。

(7) 環境社会配慮等の状況

当法人は、環境社会配慮の方針として、「JICA 環境方針」や「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定めております。

「JICA 環境方針」における基本方針

私たちは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という目的に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していきます。

- ・国際協力を通じた環境対策の推進

ODA の実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

- ・環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

- ・オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

- ・環境法規制等の遵守

当法人が適用を受ける環境法規制等を遵守します。

また、当法人の事業において、それが社会・経済の開発を支援する目的であっても、大気や水、土壤、生態系等環境への望ましくない影響や、非自発的な住民移転や先住民族の生活への影響といった社会への望ましくない影響を及ぼす可能性があります。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴う環境・社会面のさまざまな費用が開発費用に内部化され、それが意思決定に反映されることを可能とする社会と制度の枠組みが不可欠です。

その内部化と意思決定に反映される制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」です。そして、当法人が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を示すのがガイドラインです。当法人は、ガイドラインに基づき、環境や社会に適切に配慮しつつ事業を実施しています。2022年1月に改正・公布されたガイドライン及びこれまでのガイドラインは、当法人ウェブサイトの「環境社会配慮」
[➡ <https://www.jica.go.jp/environment/guideline.html>] で閲覧・ダウンロードでき、ガイドラインの英語版や「よくある問答集」等の関連資料もご覧いただけます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当法人は、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画等の組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するに当たって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務にかかるリスクを特定し、業務への影響を評価した上で、当該リスクに対する対応状況を確認しています。その上で、当法人全体としての主要なリスクを分類し、内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」において、リスクの評価及び対応等を確認・検討することによって、組織的な対応を強化しています。

有償資金協力業務（円借款等）を行うに当たっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションリスク等の様々なリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般的な金融機関と異なりますが、当法人では一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要な事項を審議しています。

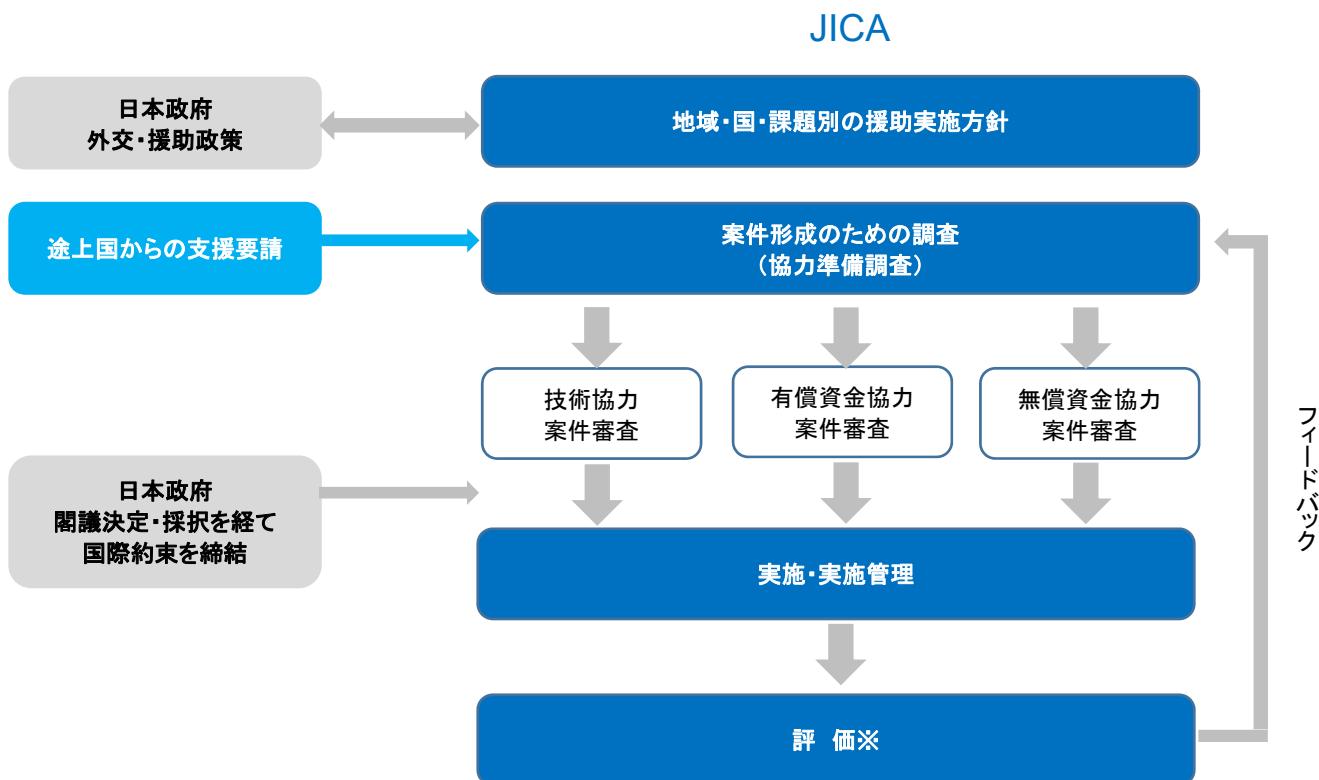
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

今期は前期に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本部部署・拠点（在外拠点及び国内拠点）にて実施したリスクの自己点検結果から、コロナ禍態勢下において認識が高まっているリスク項目及び傾向を洗い出し、機構全体が抱えるリスクの分析を行いました。同分析結果も踏まえ、内部統制に関するオンライン研修の内容を検討し、コロナ禍による執務環境の変化等を踏まえた事故の防止に向けて取り組みました。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

なお、2020年10～11月には20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、パリクラブ（主要国債権国会合）において一部の開発途上国の流動性のニーズを支援することを目的とした債務支払猶予の期間延長及び同期間終了後の債務措置に係る共通枠組みが合意されました。この債務支払猶予及び債務措置については、国際的な枠組みの下で協議や検討が進んでおり、当機構の有償資金協力勘定に影響が及ぶ可能性があります。また、特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による落ち込みからの経済回復状況やウクライナ情勢の波及的影響については国ごとに異なるため、国際通貨基金（IMF）の公表する見通し等も参照して想定を置きながら、政治・経済状況が各国の債務履行の確実性に及ぼす影響を評価しています。依然として不確実性が高い環境が世界的に続くことも想定されることから、今後、当機構の債務者の中長期の財政状況等が想定を超えて悪化する事象等が生じる場合には、信用格付の低下を通じて来期以降の貸倒引当金及び偶発損失引当金の計上額に影響を与える可能性があります。このような状況から、当機構では有償資金協力勘定の信用リスクに関するモニタリングを継続的に実施しています。

9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業のPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任（アカウンタビリティ）を十分に果たす仕組みを導入しています。



※当法人では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

当法人の令和2年度における業務実績の自己評価及び主務大臣評価結果は、下表のとおりです。詳細については、当法人の業務実績等報告書をご参照ください。

令和2年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政コスト²

(単位：百万円)

項目	自己評価	主務大臣評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
日本の開発協力の重点課題	A	A	78,140
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	A	B	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S	S	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	A	A	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	A	A	
地域の重点取組	S	S	
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	A	A	2,995
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大	S	A	13,943
事業実施基盤の強化	A	A	4,649
II. 業務運営の効率化に関する事項			
戦略的な事業運営のための組織基盤づくり	A	A	
業務運営の効率化、適正化	B	B	
III. 財務内容の改善に関する事項			
財務内容の改善	B	B	
IV. 安全対策に関する事項			
安全対策	A	A	
V. その他業務運営に関する重要事項			
効果的・効率的な開発協力の推進	A	A	
国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進	A	A	
開発協力の適正性の確保	A	B	
内部統制の強化	B	B	
人事に関する計画	A	A	
(中期計画で規定する事項)			
短期借入金の限度額	-	-	
施設及び設備に関する計画	-	-	
剩余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	-	-	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項	-	-	

² 行政コストは一般勘定のみ算出。

※年度評価の項目別評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）

業務の業況

令和3年度の有償資金協力業務の実績は、円借款の融資に係る承諾件数が28件、承諾額が11,580億円、海外投融資の出融資に係る承諾件数は13件、承諾額は1,167億円となりました。また、出融資に係る実行額は円借款が12,860億円、海外投融資が1,022億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた令和3年度の承諾状況を地域別にみると、アジア地域への承諾額は9,768億円で、地域別シェアは76.6%を占め最も多く（令和2年度12,999億円、82.3%）、次いで中南米地域が1,032億円（令和2年度243億円）、欧州地域が781億円（令和2年度21億円）、中東地域が481億円（令和2年度686億円）、アフリカ地域が355億円（令和2年度452億円）、対象国が複数にまたぐ案件（表2では「その他」）が231億円（令和2年度105億円）、大洋州地域が100億円（令和2年度425億円）、国際機関向けの実績はありません（令和2年度736億円）でした。

国別承諾額の上位5ヶ国は、インド3,123億円（令和2年度3,744億円）、バングラデシュ3,106億円（令和2年度3,732億円）、フィリピン2,533億円（令和2年度2,541億円）、トルコ781億円（令和2年度実績なし）、タンザニア352億円（令和2年度実績なし）となりました。

部門別承諾比率をみると、運輸（49.3%）、社会的サービス（19.3%）、電力・ガス（14.6%）、プログラム型借款（8.3%）、その他（5.4%）、鉱工業（2.6%）、農林・水産業（0.5%）の順で承諾額が多くなっています。

また、円借款ではドル建て借款として、トルコの「小零細企業緊急迅速支援事業」、ウズベキスタン「開発政策支援プログラム」、ドミニカ共和国「COVID-19による保健衛生・経済的危機対応のための公共政策及び公共支出管理強化プログラム」を承諾し、海外投融資ではドル建て融資案件としてブラジルの「中小

零細事業者金融アクセス改善事業」及び「保健医療セクター支援事業」、インドの「女性金融包摶支援事業」、アフリカ全域向けに「アフリカ地域 COVID-19 対応支援事業」など計 10 件を承諾しました。

表 1 令和 3 年度 業務実績 (単位 : 百万円)

承諾	1, 274, 749
実行	1, 388, 178
回収	689, 360
残高	14, 487, 727

注：残高については債権管理上の実績であり、財務諸表上の金額とは計上方法が異なります。

表 2 令和 3 年度 地域別・金融目的別承諾額 (単位 : 百万円)

地域別	金融目的	円借款		海外投融資		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
アジア		944, 769	17	32, 056	7	976, 825	24
	東アジア	-	-	-	-	-	-
	東南アジア	290, 456	4	11, 523	3	301, 979	7
	南アジア	632, 822	12	9, 173	3	641, 995	15
	中央アジア・コーカサス	21, 491	1	11, 360	1	32, 851	2
大洋州		10, 000	1	-	-	10, 000	1
中南米		46, 303	4	56, 857	3	103, 161	7
	中米・カリブ	37, 009	3	-	-	37, 009	3
	南米	9, 294	1	56, 857	3	66, 151	4
中東		43, 700	2	4, 392	1	48, 092	3
アフリカ		35, 174	2	323	1	35, 497	3
欧州		78, 063	2	-	-	78, 063	2
国際機関等		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	23, 111	1	23, 111	1
合計		1, 158, 009	28	116, 739	13	1, 274, 749	41

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

当法人の第 4 期中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
B	A	A	A	—

※年度評価の総合評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定）

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
事業益金	120,769	120,108	
雑収入	2,092	6,791	注1
計	122,861	126,899	
支出			
事業損金	107,086	62,237	注2
予備費	141	-	
計	107,227	62,237	

注1 出資先の株式売却収入があつたこと等のため。

注2 不用額を生じたのは、委託民間団体等調査委託費及び委託金融機関等手数料が予定を下回ったことにより、業務委託費を要することが少なかったこと等のため。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金 (* 1)	158, 858	1年以内償還予定財政融資金借入金	96, 878
貸付金	14, 053, 147	その他	64, 183
貸倒引当金 (△)	△ 227, 219	固定負債	
その他	67, 807	債券	1, 015, 324
固定資産		財政融資金借入金	2, 945, 905
有形固定資産	9, 367	その他	9, 635
無形固定資産	4, 877	負債合計	4, 131, 924
投資その他の資産		純資産の部 (* 2)	
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	87, 063	資本金	
貸倒引当金 (△)	△ 87, 063	政府出資金	8, 249, 188
その他	174, 373	利益剰余金	
		準備金	1, 832, 533
		その他	22, 811
		評価・換算差額等	4, 753
		純資産合計	10, 109, 285
資産合計	14, 241, 210	負債純資産合計	14, 241, 210

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	129, 605
経常費用 (* 3)	129, 546
臨時損失 (* 4)	59
行政コスト合計	129, 605

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (* 3)	129, 546
有償資金協力業務関係費	129, 546
債券利息	8, 431
借入金利息	12, 510
金利スワップ支払利息	5, 436
業務委託費	22, 889
物件費	13, 650
その他	66, 631
経常収益	152, 414
有償資金協力業務収入	151, 423
貸付金利息	118, 545
受取配当金	14, 035
その他	18, 843
その他	991
臨時損失 (* 4)	59
臨時利益	3
当期総利益 (* 5)	22, 811

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	8, 202, 168	1, 832, 533	△ 3, 806	10, 030, 895
当期変動額	47, 020	22, 811	8, 559	78, 390
当期総利益 (* 5)	-	22, 811	-	22, 811
その他	47, 020	-	8, 559	55, 579
当期末残高 (* 2)	8, 249, 188	1, 855, 344	4, 753	10, 109, 285

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 92,928
貸付による支出	△ 1,361,044
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 104,069
貸付金の回収による収入	685,753
財政融資資金借入による収入	524,100
貸付金利息収入	106,074
その他収入・支出	56,259
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,710
財務活動によるキャッシュ・フロー	46,950
資金に係る換算差額	2,055
資金増加額（又は△減少額）	△ 61,633
資金期首残高	220,490
資金期末残高（*6）	158,858

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（*6）	158,858
現金及び預金（*1）	158,858

詳細については、財務諸表をご参照ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和3年度末現在の資産合計は14,241,210百万円と、前年度末比637,383百万円増となっております。これは、貸付金の増加711,438百万円が主な要因です。

(負債)

令和3年度末現在の負債合計は4,131,924百万円と、前年度末比558,993百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金の増加420,031百万円が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和3年度の行政コストは129,605百万円であり、主な内訳は有償資金協力業務関係費129,546百万円です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和3年度の経常費用は129,546百万円と、前年度比28,486百万円増となっております。これは、貸倒引当金繰入が前年度比16,547百万円増となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和3年度の経常収益は152,414百万円と、前年度比18,344百万円増となっております。これは、受取配当金が前年度比9,706百万円増となったことが主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として、固定資産除却損等59百万円、固定資産売却益3百万円を計上した結果、令和3年度の当期総利益は22,811百万円と、前年度比10,196百万円減となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和3年度末の純資産は10,109,285百万円と、前年度末比78,390百万円増となっております。これは、政府出資金47,020百万円の受入及び当期総利益22,811百万円の計上が主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和3年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△92,928百万円と、前年度比96,499百万円減となっております。これは、財政融資資金借入による収入が前年度比143,400百万円減となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和3年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△17,710百万円と、前年度比7,823百万円減となっております。これは、定期預金の預入による支出が前年度比45,790百万円増となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和3年度の財務活動によるキャッシュ・フローは46,950百万円と、前年度比4,341百万円減となっております。これは、政府出資の受入による収入が前年度比4,420百万円減となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況（内部統制強化に貢献した主要な取組、内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の開催状況）をモニタリングするとともに、内部統制上の重要課題を明確化し、理事会に対して報告しています。加えて、内部統制をテーマとしたウェブベース研修(WBT:Web-Based Training)を実施し、全役職員等の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務
(外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く) を承継

(2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号)

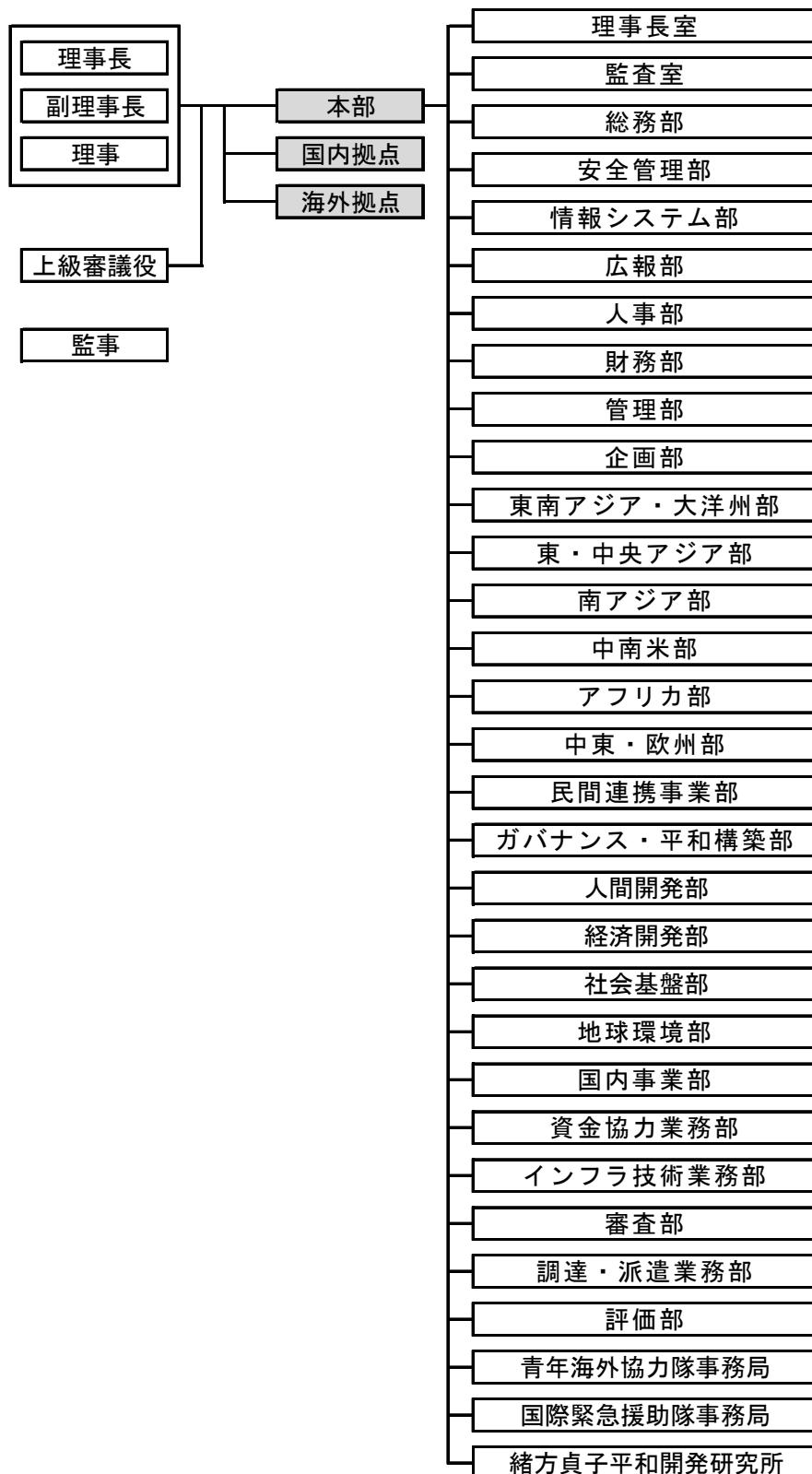
(3) 主務大臣

外務大臣

財務大臣 (管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項)

農林水産大臣 (開発投融資事業のうち農林業の開発に関するものに関する事項)

(4) 組織図（令和 4 年 3 月 31 日現在）



(5) 事務所の所在地（令和4年3月31日現在）

本部（麹町）：東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

本部（竹橋）：東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル

本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町10-5

本部（竹橋）：東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル

北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通16南4-25

北海道センター（帯広）：北海道帯広市西20条南6-1-2

東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階

筑波センター：茨城県つくば市高野台3-6

東京センター：東京都渋谷区西原2-49-5

横浜センター：神奈川県横浜市中区新港2-3-1

北陸センター：石川県金沢市本町1-5-2 リファーレ（オフィス棟）4階

中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町4-60-7

関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

中国センター：広島県東広島市鏡山3-3-1

四国センター：香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階

九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1

沖縄センター：沖縄県浦添市字前田1143-1

二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂4-2

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂15

インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ

マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール

フィリピン事務所：フィリピン マニラ

タイ事務所：タイ バンコク

カンボジア事務所：カンボジア プノンペン

ラオス事務所：ラオス ビエンチャン

東ティモール事務所：東ティモール ディリ

ベトナム事務所：ベトナム ハノイ

ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン

中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京

モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル

ブータン事務所：ブータン ティンプー

バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ

インド事務所：インド ニューデリー

ネパール事務所：ネパール カトマンズ

パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード

スリランカ事務所：スリランカ コロンボ

アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブル

キルギス事務所：キルギス ビシュケク
タジキスタン事務所：タジキスタン ドゥシャンベ
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント
フィジー事務所：フィジー スバ
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー
パラオ事務所：パラオ コロール
キューバ事務所：キューバ ハバナ
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル
グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルバ
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア
パナマ事務所：パナマ パナマ
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット
アルゼンチン事務所：アルゼンチン ブエノスアイレス
ボリビア事務所：ボリビア ラパス
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ
エクアドル事務所：エクアドル キト
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン
ペルー事務所：ペルー リマ
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン
イラン事務所：イラン テヘラン
イラク事務所：イラク バグダッド
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマッラ
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン
シリア事務所：シリア ダマスカス
エジプト事務所：エジプト カイロ
モロッコ事務所：モロッコ ラバト
チュニジア事務所：チュニジア チュニス
スーダン事務所：スーダン ハルツーム
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所：ガーナ アクラ
ケニア事務所：ケニア ナイロビ
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ

タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム
 ザンビア事務所：ザンビア ルサカ
 アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ
 ブルキナファソ事務所：ブルキナファソ ワガドゥグー
 カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ
 コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン
 マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ
 モザンビーク事務所：モザンビーク マプト
 ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ
 セネガル事務所：セネガル ダカール
 コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ
 南スーダン事務所：南スーダン ジュバ
 ジブチ事務所：ジブチ ジブチ
 トルコ事務所：トルコ アンカラ
 バルカン事務所：セルビア ベオグラード
 フランス事務所：フランス パリ

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当法人の主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
資産	12, 278, 942	12, 630, 929	12, 825, 464	13, 603, 826	14, 241, 210
負債	2, 665, 229	2, 887, 600	2, 910, 185	3, 572, 931	4, 131, 924
純資産	9, 613, 713	9, 743, 329	9, 915, 279	10, 030, 895	10, 109, 285
行政コスト	-	-	86, 845	101, 064	129, 605
経常費用	94, 049	89, 945	86, 837	101, 060	129, 546
経常収益	173, 328	167, 721	182, 486	134, 070	152, 414
当期総利益	79, 188	77, 771	95, 645	33, 008	22, 811

(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	126,824
雑収入	1,967
計	128,790
支出	
事業損金	107,712
予備費	141
計	107,853

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	
事業益金	126,824
貸付金利息	116,155
配当金収入	10,669
雑収入	1,967
運用収入	
運用収入	28
雑収入	1,938
労働保険料被保険者負担金	22
雑収入	1,916
収入合計	128,791
支出	
事業損金	107,712
役員給	48
職員基本給	2,090
職員諸手当	1,714
超過勤務手当	165
休職者給与	84
退職手当	335
諸支出金	803

旅費	1,500
業務諸費	16,181
交際費	1
税金	121
業務委託費	41,004
支払利息	42,803
債券発行諸費	864
予備費	141
支出合計	107,853

③ 資金計画

(単位：百万円)

支出		収入	
区分	金額	区分	金額
貸付金	1,414,700	前期末現金預け金	226,154
出資金	5,300	一般会計出資金	47,090
民間借入金償還	328,800	民間借入金	328,800
財政融資資金借入金償還	96,878	財政融資資金借入金	523,700
債券償還金	30,000	国際協力機構債券	198,000
固定資産取得費	6,416	貸付回収金	713,445
事業損金	107,712	事業益金	126,824
その他支出	5,953	雑収入	1,967
予備費	141	その他収入	7,136
期末現金預け金	177,216		
合計	2,173,115	合計	2,173,115

詳細については、年度計画をご参照ください。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

貸付金：有償資金協力業務の貸付金

貸倒引当金：貸付金等に係る引当金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：投資有価証券、関係会社株式、金銭の信託、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、差入保証金等

債券：事業資金調達のため発行する債券

財政融資金借入金：財政融資金からの借入金

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

準備金：有償資金協力勘定の利益にかかる積立金

評価・換算差額等：ヘッジ会計、投資有価証券の評価等により発生する評価差額金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

有償資金協力業務関係費：有償資金協力業務に要した費用

有償資金協力業務収入：有償資金協力業務の貸付金の利息の受入等

臨時損失：固定資産の除却損等

臨時利益：固定資産の売却益等

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、政府出資の受入による収入が

該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

事業報告書に関する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html>)

ii 国際協力機構年次報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)

iii サステナビリティ・レポート (<https://www.jica.go.jp/environment/index.html>)

法人種別・名称 事項	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	カフコジャパン投資株式会社 法人番号：8010001014164	Karnaphuli Fertilizer Company Limited 法人番号：-
業務概要	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造
役員氏名	役員数 9名 代表取締役社長 中川 寛 代表取締役副社長 小田島 健 (国際協力機構 東南アジア・大洋州部次長、休職出向) 上野 和彦 (国際協力機構 管理部参事役、休職出向) 監査役	-
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資)	(独)国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資) ↓ (出資) Karnaphuli Fertilizer Company Limited
資産	6,186,224,726 円	-
負債	27,282,787 円	-
資本金	5,023,900,000 円	-
利益剰余金	1,135,041,939 円	-
営業収入	994,491,126 円	-
経常損益	878,014,152 円	-
当期損益	777,355,041 円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)	1,004,420,539 円	-
当機構が保有する当該会社の 株式数、取得価額、貸借対照 表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,437,327,066円（前年度末からの減少額58,883,437円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数： - ・取得価額： - ・貸借対照表計上額： - ・根拠法： - ・法令の規定： - ・出資目的： - ・当初出資年月日： -
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に 係る金額・割合（競争契約、 企画競争・公募及び競争性の ない随意契約の金額・割合）	該当なし	-

注) 上記金額は令和2年9月1日から令和3年8月31日までの期間の金額
である。

法人種別・名称 事項	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号：5010001061754	サウディ石油化学株式会社 法人番号：2010001017924
業務概要	ブラジル連邦共和国バラ州におけるアルミナ生産及びアルミ製鍊	サウジアラビア王国東部州アルジュバール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売
役員氏名	役員数 13名 代表取締役社長 小林 健二 監査役 斎藤 順生 (国際協力機構 北海道センター所長、休職出向)	役員数 18名 代表取締役社長 萩原 剛 常務取締役 竹内 元 (国際協力機構 中南米部長、休職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム(株) (出資)	(独)国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資)
資産	56,550,098,335 円	106,877,958,879 円
負債	347,486,458 円	25,692,827,971 円
資本金	53,314,532,130 円	14,200,000,000 円
利益剰余金	2,888,079,747 円	66,985,130,908 円
営業収入	3,301,793,035 円	37,320,958,086 円
経常損益	2,889,289,747 円	36,055,461,424 円
当期損益	2,888,079,747 円	33,358,824,320 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	2,888,079,747 円	44,935,130,908 円
当機構が保有する当該会社の 株式数、取得価額、貸借対照 表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：496,652,800株 ・取得価額：25,066,535,300円 ・貸借対照表計上額：24,251,320,066円（前年度末からの増加額303,938,241円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。 ・出資目的：アルミナ及びアルミ製鍊事業資金 ・当初出資年月日：1978年8月29日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：2,107,500株 ・取得価額：7,269,880,619円 ・貸借対照表計上額：21,482,078,061円（前年度末からの減少額56,834,110円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。 ・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 ・当初出資年月日：1981年6月17日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に 係る金額・割合（競争契約、 企画競争・公募及び競争性の ない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称 事項	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社) Eastern Petrochemical Company 法人番号: -	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社) スマトラバルプ株式会社 法人番号: 5010001020529
	業務概要 サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ムラエニム県におけるアカシアマンギウムの植林木を原料とするバルプ工場の建設、バルプの生産・販売
役員氏名	-	役員数 6名 代表取締役社長 堀田 孝弘 代表取締役副社長 上野 和彦 (国際協力機構 管理部参事役、休職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資) ↓ (出資) Eastern Petrochemical Company	(独)国際協力機構 → スマトラバルプ(株) (出資)
資産	-	23,416,842 円
負債	-	827,013,884 円
資本金	-	100,000,000 円
利益剰余金	-	△ 903,597,042 円
営業収入	-	65,222,375 円
経常損益	-	△ 28,692,989 円
当期損益	-	△ 28,872,989 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	-	△ 903,597,042 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数: - ・取得価額: - ・貸借対照表計上額: - ・根拠法: - ・法令の規定: - ・出資目的: - ・当初出資年月日: - 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数: 114,032株 ・取得価額: 2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額: 1円 (前年度末からの増減なし) ・根拠法: 独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定: 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的: バルプ生産事業資金 ・当初出資年月日: 1995年4月21日
債権・債務の明細	-	該当なし
債務保証の明細	-	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争、公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	-	該当なし

注) 上記金額は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称 事項	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社) 日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号: 6010401022677	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社) JSMC PANAMA S.A. 法人番号: -
	業務概要 サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	メタノール輸送事業
役員氏名	役員数 12名 代表取締役会長 長岡 成之 代表取締役社長 大竹 淳 常務取締役総務部長 丸岡 秀行 (国際協力機構 インフラ技術業務部審議役、休職出向) 常勤監査役 藤田 安男 (国際協力機構 研究所副所長、休職出向)	-
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → 日本・サウジアラビアメタノール(株) (出資)	(独)国際協力機構 → 日本・サウジアラビアメタノール(株) (出資) ↓ (出資) JSMC PANAMA S.A.
資産	163,825,432,525 円	-
負債	88,962,396,454 円	-
資本金	2,310,000,000 円	-
利益剰余金	72,834,625,071 円	-
営業収入	60,010,070,304 円	-
経常損益	5,320,729,954 円	-
当期損益	4,883,789,856 円	-
当期末処分利益 (当期末処理損失)	70,105,614,363 円	-
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数: 1,386,000株 ・取得価額: 7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額: 22,685,768,506円 (前年度末からの増加額1,479,936,320円) ・根拠法: 独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定: 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的: メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日: 1979年12月17日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数: - ・取得価額: - ・貸借対照表計上額: - ・根拠法: - ・法令の規定: - ・出資目的: - ・当初出資年月日: -
債権・債務の明細	該当なし	-
債務保証の明細	該当なし	-
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争、公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	-

注) 上記金額は令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称 事項	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号：-	Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号：-
業務概要	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	バングラデシュ人民共和国ダッカ市における民間総合病院の設立・運営
役員氏名	役員数 3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae	役員数 9名 Executive Chairman Dr. Moazzem Hossain Director 早川 友歩(国際協力機構 バングラデシュ事務所長、兼任)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund (出資)	(独)国際協力機構 → Ship Aichi Medical Service Limited (出資)
資産	30,610,512,446 円	6,947,573,236 円
負債	1,227,310,446 円	2,726,518,200 円
資本金	29,383,202,000 円	4,896,336,510 円
利益剰余金	0 円	△ 675,281,473 円
営業収入	1,719,906,094 円	296,857,455 円
経常損益	825,938,063 円	△ 286,089,676 円
当期損益	825,938,063 円	△ 297,583,558 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	0 円	△ 675,281,473 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：6,000株 ・取得価額：6,454,158,320円 ・貸借対照表計上額：7,315,320,000円（前年度末からの増加額1,099,218,275円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：ファンド投資資金 ・当初出資年月日：2016年10月21日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：560,000株 ・取得価額：748,809,600円 ・貸借対照表計上額：696,666,908円（前年度末からの増加額12,291,559円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金 ・当初出資年月日：2019年5月22日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

注) 上記金額は令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間の金額である。

注) 上記金額は令和2年7月1日から令和3年6月30日までの期間の金額である。